

市税の納付には
便利で安心・確実な
口座振替を
ご利用ください

市内の金融機関や
郵便局の窓口で
お申し込みください。
本市HPでも
口座振替依頼書様式が
ダウンロードできます。

京都市税口座振替

検索

コンビニエンス
ストアでも納付
できます

ご利用は、納付金額が
30万円までの納付書で
コンビニ納付用の
バーコードが印刷された
ものに限りです。

「地方税お支払
サイト」を利用した
クレジットカード・
ネットバンキング
による納付や
スマホアプリでの
納付もできます

クレジットカードのご利用に
際しては、別途システム利
用料が必要となります。
また、一定のご利用条件が
ございます。

詳細は本市HPで

地方税お支払サイト

サイト内
検索

又は

市税納付 スマホアプリ

サイト内
検索

納期限

令和6年7月31日(水)

令和6年度 固定資産税・都市計画税 第2期分

市税の納期等に関
する詳しいご案内は
こちらをご覧ください。



児童手当が拡充されます

児童手当の
お知らせ

一部の方については、申請が必要です!

以下の方については申請が必要です。

- ✓ 高校生年代の児童のみを養育している方。
- ✓ 所得上限限度額を超過していたなど、現在児童手当を受給していない方。
- ✓ 既に児童手当を受給中で18歳年度末以降～22歳年度末までの子を養育している方

<令和6年8月～9月までの間に順次請求書等をご自宅に郵送いたします。>

提出先

京都市子ども家庭支援課分室 (郵送又は窓口)

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話: 075-251-1123 FAX: 075-251-1132

受付時間: 8時30分～17時(土、日、祝日を除く)

※ FAXでの提出は受け付けておりません。

上記の他、以下の窓口でも受付します。

各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室
(子育て推進担当)

京北出張所保健福祉第一担当、神川出張所
受付時間 9時～17時(土、日、祝日を除く)

提出期限

令和6年10月4日(金)

<ご注意ください>

- 請求書の提出が遅れると、10月分からの手当を受け取れない可能性があります。
- 公務員の方は、勤務先でお手続きください。



児童手当の支給制度に関
する詳しいご案内はこち
らをご覧ください。



発行:京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市行財政局市税事務所納税室納税推進担当

京都市印刷物第062038号

京都市広報板掲示期間: 令和6年7月16日から7月31日まで

